

資料

「府中市地域防災計画」の修正について

【資料構成】

- 1 【別紙1】「府中市地域防災計画」の修正について
- 2 【別紙2】「府中市地域防災計画」の主な修正点について
- 3 【別紙3】今後のスケジュール
- 4 【別添】「府中市地域防災計画」(案)

府中市防災会議

「府中市地域防災計画」の修正について

1 「府中市地域防災計画」修正の背景

平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、平成24年4月に東京都防災会議地震部会は被害想定を全面的に見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を公表しました。この報告内容を受け、東京都防災会議は、平成24年10月に「東京都地域防災計画」を全面的に見直しました。

「首都直下地震等による東京の被害想定書」によると、府中市においても、想定される最大震度がこれまでの震度6弱から震度6強になり、被害想定がこれまで以上に大きくなりました。

このため、「府中市地域防災計画」についても、「新たな被害想定」や「東京都地域防災計画」、平成24年6月及び平成25年6月に改定された「災害対策基本法」の改正趣旨等を踏まえて修正を行うものです。

2 防災会議における審議過程

年度	日時		内容
平成24年度	7月19日（木） 午前10時から午前11時5分まで		計画の目的、見直しの背景、見直しの基本的方針等の共有
平成25年度	第1回	5月24日（金） 午後3時から午後4時まで	修正の骨子等の確定
	第2回	8月27日（火） 午後2時30分から午後4時まで	個別課題への対応、減災目標、避難場所の名称整理、広域避難場所の見直し等の確認
	第3回	11月14日（木） 午後3時から	パブリックコメント手続、東京都との調整に向けた修正案の確認
	第4回（予定）	1月中旬	修正案の確定

3 「府中市地域防災計画」の構成

「府中市地域防災計画」

「震災編」

- | | | |
|-----|--------------------------|------------|
| 第1部 | 府中市の防災力の高度化に向けて | 【第1章～第4章】 |
| 第2部 | 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） | 【第1章～第13章】 |
| 第3部 | 災害復興計画 | 【第1章～第2章】 |

参考：現行の府中市地域防災計画（震災編）

- 第1部 総則
- 第2部 災害予防計画
- 第3部 災害応急対策計画

「風水害編」

- | | | |
|-----|----------------|-----------|
| 第1部 | 風水害に強い府中市を目指して | 【第1章】 |
| 第2部 | 災害予防計画 | 【第1章～第5章】 |
| 第3部 | 災害応急・復旧対策計画 | 【第1章～第6章】 |

「東海地震事前対策編」

- | | |
|-----|-----------|
| 第1部 | 【第1章～第6章】 |
|-----|-----------|

「資料編」

- 震災編資料
- 風水害編資料

4 その他

平成25年度の第2回防災会議で提示した「本市における地域防災計画の修正にあたっての課題」のうち、今後も検討が必要な課題については、「府中市地域防災計画」の修正後も引き続き検討を進めてまいります。

- 【例】 自主防災組織の育成強化
市職員の事業継続体制、情報連絡体制の確保
一時滞在施設の確保、事業所等との連携強化
避難所管理運営体制の明確化、女性参画の推進
り災証明発行体制の確保

「府中市地域防災計画」の主な修正点について

1 「府中市地域防災計画（平成20年修正）」で対応できない課題への対応

（修正案：震災編第1部第2章7ページ参照）

- (1) 「市民」が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく「自助」「共助」「公助」を基本理念へ
- (2) 情報連絡手段の多重化
- (3) 広域連携を見据えた災害医療体制の再構築
- (4) 帰宅困難者のための一時滞在施設の確保
- (5) 「避難場所」及び「避難所」の名称や定義の見直し
- (6) 災害時要援護者や女性などの視点を踏まえた「避難所」運営

2 防災体系の整理（修正案：震災編第1部第2章7ページ参照）

「府中市地域防災計画」と、その下位計画である「要綱・要領」「行動マニュアル」「協定・覚書」の整理

3 「東京都地域防災計画（平成24年修正）」に準拠した構成

（修正案：震災編第1部第2章7ページ参照）

- (1) 発災前における予防対策の充実
- (2) 施策ごとに予防対策・応急対策・復旧対策を具体的に記載

4 「災害対策基本法」の改正を踏まえた修正

平成25年6月21日に公布・施行（一部の規定を除く）された「災害対策基本法」（以下「改正法」という。）が地域防災計画への規定を求める内容は、今回の修正過程で可能な限り反映しました。

項目	趣旨	反映
地区防災計画 【第1部第1章P4】	改正法第42条において、「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者は、当該地区における防災活動に関する計画として、「地区防災計画」を市防災会議に提案できるとされた。	基本理念である「自助・共助」の重要性を示し、その手段としての「地区防災計画」を記載した。

項目	趣旨	反映
災害の定義の見直し 【第1部第3章P19】	改正法第2条において災害の定義を明確にした。	改正法第2条において明確化された災害の定義を地域防災計画に反映し、各施策が想定する災害を明らかにした。
避難行動要支援者名簿の作成 【第2部第2章P49】	改正法第49条により、避難行動要支援者名簿の作成が求められている。 ※ 国からの運用に係る通知によれば、「これまで災害時要援護者名簿等の名称で避難行動要支援者名簿に類する名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が、本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。」とされている。	現事業の精査を進めることで法の趣旨に沿う整備を進める旨記載した。
民間事業者の責務等 【第2部第2章P58】	これまで法律上、住民としての責務を有するに過ぎなかった民間事業者について、改正法第7条2項及び第49条の3等において、国及び地方公共団体が実施する、防災に関する施策への協力に努めることが規定された。	協定の締結等、民間事業者との連携の必要性を明らかにした。
指定緊急避難場所の指定 【第2部第9章P215】	改正法第49条において、災害に定義される異常な現象の種類ごとに、一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」として指定、市民への周知が求められている。	法の規定に則した今後の体制整備について、地域防災計画に記載した。

今後のスケジュール

防災会議地震部会、防災会議において策定された「府中市地域防災計画」（修正案）については、パブリック・コメント手続、東京都との調整等により、最終的な内容の精査を進めます。

そのスケジュールについては、次の表に示すとおりです。

年	月	内容
平成25年	11月	第3回防災会議地震部会及び防災会議における審議
	11月	パブリック・コメント手続
	12月	「府中市地域防災計画」（修正案）を東京都に照会
平成26年	1月	第4回防災会議地震部会における審議
		第4回防災会議において「府中市地域防災計画」を確定
	2月	公表